## 略語

改正法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	改正法·····	・・・所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)
改正法規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
改正措令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	
改正措規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
法規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
措法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · ·	
措令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
措規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	措法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・改正法による改正後の租税特別措置法
旧措法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	措令	・・・改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
旧措令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令(令和2年経済産業省令第36号) 共同化調査省令証明基準・・・・・・国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の 証明に係る基準等(令和2年経済産業省告示第85号) 令5経済産業省告示50・・・・・・・・・・・・租税特別措置法施行令第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものと して経済産業大臣が定める要件(令和5年経済産業省告示第50号)	措規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
共同化調査省令・・・・・・・・・・・国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令(令和2年経済産業省令第36号) 共同化調査省令証明基準・・・・・・国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の 証明に係る基準等(令和2年経済産業省告示第85号) 令5経済産業省告示50・・・・・・・・・租税特別措置法施行令第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものと して経済産業大臣が定める要件(令和5年経済産業省告示第50号)	旧措法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・改正法による改正前の租税特別措置法
共同化調査省令・・・・・・・・・・・国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令(令和2年経済産業省令第36号) 共同化調査省令証明基準・・・・・・国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の 証明に係る基準等(令和2年経済産業省告示第85号) 令5経済産業省告示50・・・・・・・・・租税特別措置法施行令第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものと して経済産業大臣が定める要件(令和5年経済産業省告示第50号)	旧措令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
証明に係る基準等(令和2年経済産業省告示第85号) 令5経済産業省告示50・・・・・・・・・・・租税特別措置法施行令第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものと して経済産業大臣が定める要件(令和5年経済産業省告示第50号)		
証明に係る基準等(令和2年経済産業省告示第85号) 令5経済産業省告示50・・・・・・・・・・・租税特別措置法施行令第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものと して経済産業大臣が定める要件(令和5年経済産業省告示第50号)	共同化調査省令証明基準・・・・	・・・国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の
令5経済産業省告示50 ·······租税特別措置法施行令第39条の34の3第1項第6号に規定する事業の成長発展が見込まれるものと して経済産業大臣が定める要件(令和5年経済産業省告示第50号)	,	
して経済産業大臣が定める要件(令和5年経済産業省告示第50号)	令5経済産業省告示50 ·····	
尹未丹禰夫旭汨到・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	車業百須宝佐比鈕	
	尹未丹禰夫旭汨町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・尹未丹禰以夫心に関する拍町(十队20十別伤目・社) 住未自己小先 1 万/

(注) この資料は、令和5年3月31日現在公布されている法令に基づき作成しています。

## 目 次

1 7	├一プンイノベーション促進税制の見直し	3
(1)	特定株式の範囲の拡充	4
(2)	特定株式の意義	- 5
(3)	増資特定株式以外の特定株式に係る要件	6
(4)	増資特定株式以外の特定株式に係る取崩し事由	7
(5)	増資特定株式以外の特定株式に係る成長要件	9
(6)	増資特定株式の取得価額の上限	10
2 請	試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)の見直し	11
(1)	一般試験研究費の額に係る税額控除制度	12
(2)	中小企業技術基盤強化税制	14
(3)	試験研究費の範囲(サービス開発に係る見直し)	16
<b>(4</b> )	特別試験研究費の額に係る税額控除制度	
	(対象となる特別試験研究費の額の見直し) ――――――	17
(5)	組織再編成があった場合の調整計算の見直し	21
(6)	経過措置	22
3 ii	忍定株式分配に係る課税の特例の創設	24
(1)	制度の概要	25
(2)	認定株式分配に係る適格要件	26
4 特	寺定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し	27
(1)	適用期限の延長、対象となる買換えの見直し	28
(2)	届出要件の追加	29

5 暗号資産の評価方法等の見直し	30
(1) 期末に時価評価損益を計上するものの範囲等―――	31
(2) 譲渡についての制限その他の条件	33
(3) 取得価額の区分の追加	35
(4) 暗号資産信用取引の範囲	36
(5) 経過措置	37
6 グローバル・ミニマム課税への対応	39
(1) グローバル・ミニマム課税の概要	40
(2) 所得合算ルールのイメージ	41
7 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例の見	直し42
8 その他主な改正項目	44
(1) 中小企業投資促進税制の見直し	45
(2) 中小企業経営強化税制の見直し	47